

「商権恢復」と聯合生糸荷預所

岡 田 俊 平

一

明治政府は富国強兵策を国家の基本的目標として表明し、経済力と軍事力の充実発展を指向したのであるが、それは、安政開国以来、先進資本主義諸国が、わが国に対して強行した強圧的外交政策によって刺戟されたわが国における国家主義の興隆の結果であり、五箇条の御誓文に「智識を世界に求め大に皇基を振起すべし」と後進国の立場を自覚しながら国権伸張を唱えざるを得ない国際的情勢の中に、わが国がおかれていたからに他ならなかった。

福沢諭吉が「文明論之概略」において、

「政府よく人民を保護し、人民よく商売を勤め、政府よく戦ひ人民よく利を得れば、之を富国強兵と称し其

「商権恢復」と聯合生糸荷預所

「商權恢復」と聯合生糸荷預所

国民の自から誇るは勿論、他国の人も之を羨み其富国強兵に倣はんとして勉強するは何ぞや、宗教の旨には背くと雖ども、世界の勢に於て止むを得ざるものなり」⁽⁴⁾

と述べ、また

「殺人争利の名は宗教の旨に対して穢らはしく、教敵たるの名は免かれ難しと雖ども、今の文明の有様に於ては止むを得ざるの勢にて、戦争は独立国の権義を伸ばすの術にして、貿易は国の光を放つの徴候と云はざるを得ず」⁽⁵⁾

と論じているように、十九世紀の国際情勢において、先進資本主義諸国と対立して、後進国が独立国としての地位を確保するためには、富国強兵策を遂行することが必然的な国家的課題であった。

この富国強兵を究極目標とする、国家的課題を達成するためにとるべき経済的手段として要請されたものは、殖産興業政策であり、その政策が維新政府によって推進されるべき最大要務と考えられたのである。したがって、殖産興業政策は経済力を充実し、商業活動を拡大して、先進資本主義国と対立し得る地位にわが国を安定せしめることを緊急の要務とした。そのためには、巨額の国家資本の投融資をもって、先進国の近代的産業組織を模倣移植し、産業の各分野における急速な資本形成を企図しなければならなかったのである。近代的産業組織の育成発展政策は各産業部門における資本形成を政府の指導によって行くと同時に、それを並行して府藩県制時代の地域の商品市場を全国の商品市場へ拡大編成する方策を講じることが必要とした。しかも国内市場の形成発展が必要であるのみならず、富国強兵のためには、海外市場の獲得がさらに重要な課題とならねばならなかったといいうまでもない。

先進資本主義諸国と対立的立場に独立国としてのわが国を保持することは、わが国にとって幕末開港以来の上命令であったが、明治政府の基本的方針もまた独立国としての体面を保つために、政治的には条約改正を行い、経済的には殖産興業政策を促進することであった。わが国が先進資本主義諸国と経済的に対立しようとする意識は、外国資本が幕末開港以来開港場において占有していた支配的勢力に注目せしめることは当然であろう。開港以来わが国の開港場に進出して来た外国商社、外国銀行の資本力は、わが国の貿易取引、貿易金融の面において主導権を掌握し、貿易慣習において、また為替相場決定において、外国資本が有利な地位を占める傾向にあった。したがって、わが国の貿易商、すなわち売込問屋取問屋の国際貿易における地位は、資本力においてまた取引上の勢力関係においても外国商社に比較してきわめて劣弱であることは避けられなかった。このことは富国強兵の理念の下に先進資本主義諸国と比肩し得る地位に向上しようとしているわが国の国家主義思想に対して障害を感じしめる原因であった。この障害存在の意識が、政治的経済的各分野において「商権恢復」の思想を喚起する誘因となった。

外国資本に支配的権力を掌握されているという劣等感が国家主義思想を刺戟強化するものとなり、その結果政治的には条約改正運動を興起し、経済的には商権恢復の必要を認識せしめるに至ったのである。

大久保利道が明治八年、

「皇国開港以来外国貿易ノ形情ヲ察スルニ商権ハ概ネ外商ノ手ニ有セラレ、我商賈ハ到底彼ノ箝絡ニカカルヲ免レズ」⁽⁸⁾

と説いて、国家資本の援護の下に直輸出政策を遂行して、わが国の国際貿易における外国商社の介在を排除する

「商権恢復」と聯合生糸荷預所

「商權恢復」と聯合生糸荷預所

この必要を建議したことは、国家「本源の實力を養ふ」手段として殖産興業を最も熱心に行うとした彼の貿易政策に関する構想が、国際取引上の外国商社の勢力が邦人商社よりはるかに優勢であることの認識から出生した、富国強兵思想であることを示している。

福沢諭吉が明治十一年九月、「通俗國權論」において、

「國權を主張し、内外の事情を詳にして、外国人の智徳共に恐るるに足らざるものとするも、國財の力乏しければ、結局他の下流に出でざるを得ず」⁽⁶⁾

と説いているように、鎖国時代の独尊的国家意識が、開港以後の国際関係によって打破されて、わが国の経済的後進性を痛感せしめられた結果、国際的に國權伸張の思想を喚起し、国際貿易において商權恢復運動を生み出したものといえることができる。

資本蓄積が十分でなかったわが国が、開港以後先進資本主義諸国を追跡して、資本主義的經濟基盤を整備し、貿易上の権力を邦商の手に掌握するためには、幼稚産業の保護、貿易商社貿易金融機関の育成等に対して、政府の保護干渉政策がとられねばならなかった。そして、このように急速に經濟的後進性を払拭しようとする政策の実施に関して、政府によって造出される資金の投融資が主導的役割を果すものであることはいうまでもない。

先進資本主義諸国に伍してわが国が独立国としての体面を維持するために、政治的經濟的知識の啓蒙に努めた福沢諭吉が、明治十三年六月「民間經濟録二編」の中に、

「人間万事金の世の中とは今の世界の有様にて、國財に乏しければ國權も亦立たず、國權立たざれば貿易の利も亦得べからず、余輩は固より戦を好む者に非ず勉めて之を避けんとこそ願ふ所なれども、外国に対して我

貿易の権を保護するだけの用意はなかる可らず、即ち此用意の為に国財を費すは貿易の利を取獲する為の資本金にして、正しく財を散じて随て又これを集るの主義と知る可し⁽⁶⁾」

と、資本主義的経済体制を形成する過程において重商主義政策が必要であることを述べ、国際貿易における商権を確立するには、財政資金の援護による保護政策がとられねばならないことを主張していることも、明治政府が商権恢復の目標をかかげて、貿易機構育成のためにとった財政投融资政策に対する強い支持を示すものである。商権恢復の国家主義的意識は、貿易取引における外商勢力の排除を要求するものであるが、それは開港以来の居留地貿易における不平等な貿易慣習の改革、あるいは居留地貿易方式を廃滅せしめて直接貿易を展開せしめるという貿易方式変革の政策を推進することとなったのである。

直接貿易方式形成のために、明治政府によって遂行された貿易商社の育成、貿易金融機関の発展に関する保護政策がどのような効果を表わしたかについては、さきに拙稿「明治初期における貿易金融」⁽⁷⁾において考察した⁽⁸⁾で、ここでは横浜において外国商社に対抗して居留地貿易慣習改善のために設立された「聯合生系荷預所」を居留地貿易方式の枠内において起された商権恢復運動の最も顕著な例として検討することにした。

註(1) 「文明之概略」卷之六、「福沢全集」第四卷 二三四頁

註(2) 同右、二三五頁

註(3) 「大久保利通文書」第六、四七一頁

註(4) 「大久保利通伝」下巻、四九三頁

註(5) 「福沢全集」第五卷、一一二頁

「商権恢復」と聯合生系荷預所

「商權恢復」と聯合生糸荷預所

註(6) 同右、第四卷、四五五頁

註(7) 「金融經濟」第五七号

二

明治七年に内務省勸業寮が設置されて以来、政府の手によって直輸出の途が開拓され、また政府の保護の下に起立工商会社、広業商会、円中組、佐藤組、大倉組、森村組、三井物産会社等の貿易商社が設立され、直接貿易振興政策が推進されていたが、これらの国際貿易上の努力は微弱なものであり、わが国の貿易取引額の殆んどすべては、依然として居留地における外国商社によって取扱われる状態が続いていた。

明治十年西南の役以後におけるわが国のインフレーションの進行は、国際収支の悪化、洋銀相場の急騰を招くに至った。その結果、貿易取引の利益が外国商社によって独占されるのみならず、為替相場すらも外国銀行によって彼等に有利な方向に操作されているものであるという考えが、政府をはじめ一般社会においても強く支持されるに至った。一方西南の役の終結によって、政治的社会的革新を一応達成し、近代的国家体制の基礎をほぼ確立したわが国において、漸次国家主義思想の高揚を見るに至り、後進国としての立場を超越しようとする意識が強化しつつあった。それとともに貿易取引における商權恢復の主張も、前田正名の直接貿易意見によって代表されるように熾烈となり、洋銀相場決定の実権を掌握する目的をもって明治十二年洋銀取引所が設立され、さらに十三年には横浜正金銀行が創立されるに至った。また直輸出を目的とする貿易商社として、明治十三年横浜に同

伸会社（資本金十万円）日本貿易商会（資本金二十万円）が設立され、外国銀行、外国商社に対抗して商権を恢復するための重商主義政策はいよいよ鮮明なものとなった。

例えば貿易商会設立趣意書は国家主義的思想にもとづく商権恢復を目的として、同商会が設立されるに至ったことを明白に示している。すなわち

「今人口を開けば則ち云く、我貿易振はず輸出少なくて輸入多し、此出入の権衡を得るに非ざれば百事望むべきものなしとして、国計困難の原因を枚挙して其罪を輸出入不平均の一事に帰するもの如し、此事固より困難ならざるに非ず憂ふ可らざるに非ずと雖も、貿易統計の表に輸入品の価額常に輸出品の価額に超過すればとて、唯この統計を一覧して利害を断ずるは未だ真の利害の在る所に達せずして遽に喜憂する者と云ふ可し」

「目今我日本国の貿易に就き真の利害は輸出入不平均のみの表面に在らずして、別に深き原因の存する所あるや明なり、蓋し余輩の所見に於て其原因とする所ものは、我人民の占有す可き商権を放却して之を外人の手に任したるの一点に在りと明言せざるを得ざるなり。」⁽¹⁾

と、わが国の貿易に関する主要問題は、貿易差額の逆調にあるのではなく、貿易取引の殆んどすべてが外国商社によって支配されている点にあると述べ、

「我貿易の振はざるは独り輸出入不平均の罪に非ず、之を振起するの法は唯我人民が自から奮って売買の権を取るに在るのみ。」⁽²⁾

と貿易取引、貿易金融、および運輸の面において指導的権力を邦人商社の手に収めることが、わが国の利益榮譽に関する基本的問題であると強調しているのである。

「商権恢復」と聯合生糸荷預所

「商権恢復」と聯合生糸荷預所

このような国権拡張思想を根底にもつ商権恢復の動きは、外国商社の取引上の勢力に対する反撥意識に尖鋭さを加え、遂に明治十四年八月、横浜におけるわが国の生糸輸出商をして「聯合生糸荷預所」を結成せしめるに至ったのである。「聯合生糸荷預所」についての研究はすでに幾度か発表されているが、ここでは「大隈文書」に残された関係資料を利用して、商権恢復思想が居留地貿易においてこの機構を創設せしめるに至った必然性を、一方において遂行されていた直接貿易政策との関連において検討することにした。

「大隈文書」中に「聯合生糸荷預所設立願」が二通保存されている。その内容については殆んど異同は見られないが、一通は明治十三年十一月付、大藏卿佐野常民宛で、發起人には茂木惣兵衛、渋沢喜作、原善三郎が名を連ねている。他の一通は明治十四年提出のものであることが推定できる文言を含んでおり、發起人は前願書よりも多く、河添便次郎、中里忠兵衛、平沼専蔵、若尾幾蔵、馬越恭平、朝吹英二、渋沢作太郎、茂木惣兵衛、原善三郎等横浜輸出商の連名となっている。

この二通の願書によって「聯合生糸荷預所」結成の機運は明治十三年秋より起りつつあったことが知られるのであるが、このようなわが国輸出商の連合による外国商社との対立体制が企画されるに至ったのは、同年二月に開業した横浜正金銀行が八月以降外国為替資本として財政資金の融資を受けて、生糸、茶等の主要輸出品に対して荷為替金融を行い貿易金融上に強力な援助を興える機構を整備したことに依存したものであると推察されるのである。金融面において巨額の財政資金による援護を依拠とし、一方には商権恢復を提唱する国家主義的思想を基底として、外国資本がわが国の国際貿易上に占める経済的勢力を駆逐するために「聯合生糸荷預所」の結成が企図されたものと考えてよいであろう。

この「聯合生糸荷預所」の設立計画は、十三年十一月付の願書によって見ると、次のように強烈な商権恢復思想を根底とするものであった。

「下名ノ私共從來当港ニ於テ生糸営業罷在候処、開港ノ当時奸商小利ニ趨リ奸ヲ逞フセシヨリ外商厭忌ノ念ヲ生シ、終ニ言ヘカラサル弊害ヲ醸成シ、為メニ商権彼レニ帰シ、互市上我商ノ損害少ナカラサルノミナラス、所謂雇主ノ雇夫ヲ使役スルニ齊シキニ立到リ、故ニ此弊習ヲ矯正セント憂慮苦心スルト雖トモ、如何セン我商未タ其域ニ達スル能ハス、不得止因循經過スルコト此ニ数年、然ルニ昨十二年以來銀貨意外ニ騰貴シ、隨テ諸物品ニ推及シ市上ノ困難名状ス可ラス、其原因タルヤ元ヨリ貿易上輸出入不平均ヨリ生スルモノト雖トモ、商権彼レニアリテ我商常ニ損害ヲ被ル又少ナカラズ、之ヲ彼我对等ノ商権ニ復サシメハ救治ノ万一ヲ裨補セント欲シ、依テ別級意見書ノ通り下名ノ者共協議聯合生糸荷預所ヲ設立シ、從來ノ弊習ヲ矯正セント奉存候³⁾」

このように貿易取引において外国商社と対等の商権を確立し、貿易上の利益を確保することを目的として、わが国生糸輸出商の連合を図るものであった。この設立願書に、從來の貿易慣習における彼我不平等の立場として、指摘している点は次のような事実である。すなわち、

一、売込商品は売買契約成立以前に外国商館に搬入し、その商館の使用人に契約締結の斡旋を依頼して手数料を支払う習慣であること。すなわち買弁制度の存在によって、外国商館と直接取引の交渉を中断されており、しかも中介手数料を買弁に支払わねばならないことである。

一、外国商館に翌日現品検査の上代金を受取べき約定にて貨物を預け入れる習慣であるが、この貨物検査を外国商館は自己の都合によって遷延し、本国市場の情報を待って不利益の場合は品質相違等を称して値引クレーム

「商權恢復」と聯合生糸荷預所

を請求し、あるいは破約する行為がしばしばあること。

一、外国商館より輸入商品購求の場合は、見本によって価格と現品引取期日を契約し、約定期日に代金支払の上でなければ貨物を引取ることができない慣習であること等、貿易取引においてわが国の商人がきわめて劣弱な立場にあった事実をあげている。これら取引条件の不平等を払除して、商權の平均を回復するために邦商連合し「荷預所」を設立しようとしたのであるが、外国商社と對抗する自信を十分に固めることが不可能であるために政府の保護政策が必要であるとして、次のように述べている。

「此荷預所ヲ設置シテ別紙申合規則ニ準拠執行仕候トキハ外商ノ利益ニ関スル少ナカラサレハ、容易ニ此荷預所ノ規則ニ從ヒ売買上物品受渡シヲ為スコト難カルヘシ、且其ノ内ニハ種々ノ紛議ヲ生シ為メニ二ヶ月乃至三ヶ月間位ノ休業ニ至ルモ又計リ難シ、夫是談判ノ末彼若旧習ニ拠ラサレハ決シテ購求セサル策ヲ設ケシ上ハ、海外直輸出ノ策モ予メ設置セサレハ何様苦念尽力致シ候トモ此ノ荷預所ノ規則履行モ致シ兼、万一半途ニシテ瓦解ノ姿ヲ顯ハスノ不幸ニ不得止立到ルトキハ、反テ前陳ノ習慣ニ勝ル弊害ヲ醸成スルハ自然ノ勢ニ候得ハ何分ニモ憂慮ニ不堪候、幾重ニモ特別ノ御保護ヲ仰カスンハ微力ノ私共ニ於テ執行スル能ハス。」⁽⁴⁾

さらに金融的援助を求めて、十三年十一月付願書は、

「資金維持ノ方法ニ付テハ第二国立銀行へモ深ク依頼談合モ致シ候得ハ、同行ヨリ資金ノ方法ニ付テハ別段可奉懇願候。」⁽⁵⁾

と第二国立銀行より融資を受けるべき計画のあることを示しているが、これについては、第二国立銀行よりも、「幸ニシテ今般聯合生糸荷預り所設立ノ方法発起有之、予メ規則一覽候処、是全ク永年貿易上憂慮仕候弊害

回復ノ時季ト奉存候処、右規則ニ準拠シ十分ノ取扱ヲ為サントセハ資本金凡四百万円ノ巨額ニ可及、且モ発起人ノ力ニ可及事ニ無之ニ付、其銀行ニ於テ十分保護ノ道相立呉候様頼談有之ニ付、右生糸荷預リ所蔵置ノ荷物、同所預リ証書ヲ抵当トシテ荷為換金貸渡シ申度候⁶⁾」

と荷為替資本金として三百万円迄の紙幣を国債局より融資されるべきことを請う願書が提出されており、輸出商の資本力を伸展させるため、輸出商品に対する金融に関して政府資金による保護政策が計画されているのである。もちろん荷預所の発起人の一人である原善三郎が、第二国立銀行の頭取であるから、両機関の間にこの金融的関係が成立するのは当然といふべきであらう。

しかしながら、明治十四年の「聯合生糸荷預所設立願」には、

「彼若シ旧習ニ拠ラサレハ決シテ購求セサルノ策ヲ設クルニ至ラハ、我モ亦海外直輸出ノ策ヲ施シ尽ク其貨物ヲ輸出ニ差向ケ、正金銀行其他貿易諸会社等ノ助力ヲモ相受ケ可申候得共右ハ全ク一時ノ權道迄ニテ、到底内国販売ヲ廃絶候儀ニモ参リ兼テ、商權ノ平均ヲ得ルト得サルハ将来ニ大關係ヲ有シ候⁷⁾」

とあって、荷預所設立の目的は、輸出生糸貯蔵の倉庫を設立して、貿易機構整備の一端とし、居留地における外国商社との取引関係を対等な立場に改革する点にあることが明示されている。すなわち、この願書においては荷預所が商權恢復を一举に直接貿易の手段によって実現しようとするのではなく、政府によって國權伸張思想にもとづいて推進されている直接貿易政策と並行して、居留地貿易方式の下における取引慣習の不合理を除去しようとするにあり、居留地貿易を否定するものでないことが示されている。直接貿易はむしろ得ざる場合にとられるべき第二の手段として、ことが知られるのである。

「商權恢復」と聯合生糸荷預所

「商權恢復」と聯合生糸荷預所

したがって、荷預所の目的を達成するためには、外国商社と対立し得る程度に邦商の資本力を充実することが必要なのであって、この資本力の補強を政府資金の援助によって行わざるを得ないというのである。しかもその求めている政府資金の援助は荷預所に貯蔵される在庫品に対する金融であって、横浜正金銀行と貿易商社との連繫によって直接貿易伸展のために行われる荷為替資金に対する財政融資とは別個のものである。このことを願書には次のように述べている。

「方今官府ニ於テモ我商況不振ノ大損タルヲ被察、已ニ直輪貿易ノ一方ニハ厚ク御保護モ被為在候ニ付テ、何卒右（筆者註、荷預所）維持ノ方法上ニモ特別ノ御保護ヲ仰キ、直貿易ト内国販売ト相与ニ車ノ雙輪ノ如ク共進致候様仕度、右維持方法ニ付資本金額ハ別紙案算書ノ通り特別ノ御詮議ヲ以テ御貸下金穀成下度、該御貸下金取扱方法等ハ尚追テ上申モ致シ候様仕度候。」⁶⁾

横浜の売込問屋は共同して、「聯合生糸荷預所」を設立し、輸出すべき生糸及び真綿繭出殻繭屑品等を貯蔵することによって、売買契約成立以前に外国商社の倉庫に輸入しなければならぬという不利な商慣習を排除しようとした。しかしながら、この荷預所組織が効果を奏するためには、売込問屋が地方荷主より買取った生糸を、外国商社と対等の立場において売買取引を交渉する期間荷預所に在庫品として貯蔵し得る資金的裏付けが必要である。したがってこの在庫品金融の資金援助を、政府に求めているのであるが、その政府より荷預所に融資されるべき資金最高額三百万円として、「願書」に添付の「別紙案算書」は、次のような資金計画を立てている。

「八月、九月、二ヶ月間ハ当港輸入ノ生糸荷預所庫中ニ貯蔵高ヲ四千梱ト見積リ、此ノ代価貳百万円トシ（二千五百円ト見積リ）内半額百万円ヲ御貸下金ヲ以テ弁用シ、半額百万円ヲ自力ヲ以テ所弁スル者トス。

十月、十一月、十二月、三ヶ月間ハ当港輸入ノ生糸荷預所庫中ニ貯蔵高ヲ壹万梱ト見積リ、此代価五百万円トシ（一梱五百円ト見積リ）内三百万円御貸下金ヲ以テ弁用シ、残余貳百万円ヲ自力ヲ以テ所弁スル者トス。

一月、二月、二ヶ月間ハ当港輸入ノ生糸荷預所庫中ニ貯蔵高ヲ七千梱ト見積リ、此価三百五拾万トシ（一梱五百円ト見積リ）内百五十万円御貸下金ヲ以テ弁用シ、残余貳百万円ヲ自力ヲ以テ所弁スル者トス。

前書ノ割合ヲ以テ御貸下ケ相願三月ヨリ四月ニ至リ悉皆御返納可仕候」⁶⁾

八月より二月に至る生糸輸出期間に地方荷主より横浜売込問屋に買取られ荷預所に在庫品となるべき生糸に対して、財政資金による金融を受けて、貿易取引における外国商社の圧倒的資本力に対立しようとするのである。

この「聯合生糸荷預所」の機構はどのようなものであったかは、藤本実也著「開港と生糸貿易」下巻にあげられている。「聯合生糸荷預所定款」によって知ることができるが、明治十三年十月付の「聯合生糸荷預所設立意見書」に添付された「組合生糸荷預書要旨」が「大隈文書」の中に保蔵されており、この「要旨」が却って荷預所設立の企図が外国商社に対立する点にあったことを端的に表明していると思われるので、その「要旨」を次に掲げることとする。

「第一条、当荷預所ハ第四条ニ連名組合ノ者協議、各自営業トスル生糸及ヒ出穀繭屑品等貯蔵ノ為メ設置ノ場所タルヲ以テ組合生糸荷預所ト称ス可シ

第二条、此ノ荷預所組合ニ連ナル者ハ横浜港内ニ店舗ヲ開キ、現ニ生糸及附属品等外国へ売込ノ業ヲ（所謂売込問屋ト唱フ）営居者ニ限ルヘシ

第四条、荷預所資本金三万円ト定メ、之レヲ社中ヨリ募集シ、該金ヲ三十株ニ分ケ一株ヲ金千円トシ、其株

「商権恢復」と聯合生糸荷預所

「商権恢復」と聯合生糸荷預所

主ニ連ナル左ノ人名株高ノ通リタルヘシ

第十四条、社中ノ者荷受主トナリ各地方ヨリ外国ニ輸出又ハ内外商人ニ売却ノ為メ或ヒハ自家營業ノ為、各地ニ於テ買取当港ニ輸入シタル生糸及附屬品ハ悉皆荷預所倉庫ニ藏置スヘシ

第十五条、前条ノ手續ヲ以テ当港ヘ輸入ノ品物ハ何等ノ事故都合アルトモ、記載ノ見本品ノ外ハ聊タリトモ決シテ自店ニ貯藏為ス可カラス

第十六条、社中ノ者社外ノ人ヨリ生糸及ヒ附屬品等当港ニ於テ買入候時は、其品物ハ總テ荷預所ヘ貯藏スヘシ

第二十一条、荷預所ハ荷受主トナリ又ハ内外商人ノ間ニ立入売買ノ取扱等決シテ為ス可カラス

第二十二条、荷預所ハ社外人ノ貨物ハ一切預ル可カラス、尤モ社中ノ者所有ノ諸品ヲ社外ノ人買受ケ候分ハ此限リニ非ラズ⁶⁰

右のような組織をもつ聯合生糸荷預所は、輸出生糸の貯藏を引受け、その預り品に関する金融措置を講じることによつて、輸出商品の流通機構を整備し、貿易取引上におけるわが国輸出商の立場を外国商社と対等ならしめ、所謂商権恢復運動を拡大しようとするものであった。

明治十四年九月十五日「聯合生糸荷預所」は開業したのであったが、この売込問屋連合機構は外国商社によつて「生糸商業上ニ於テ危険アルモノ」と批判され、「該荷預所ヨリハ生糸類一切取引不致候⁶¹」と反対を受けることとなつた。また外国商社は地方荷主に對して、

「外国商人ハ通例商業ヲ営ムニ其ノ仲間ノ組合「ギルド」或ハ連合ヲ成サズ、都テノ取引上ニ関シテハ各自

ノ自由ニ任せ、自立シテ營業ヲナスモノナリ……然レドモ外国商人等ハ今回ノ場合ニ於テハ在横浜日本商人ノ結合シ、生糸商業上従前ノ慣習ヲ変換シテ外人ヲ籠絡セントスルニ抵抗セン為メ、止ムヲ得ズ結合セザルヲ得ザルニ至レリ」⁽³⁾

と称し、荷預所を否定して地方荷主と直接取引を行う政策をとろうとするに至った。この外国商社の結合に対し、わが国の売込問屋、地方荷主、金融機関の多数が連合して対立闘争を続けたが、十四年十一月十七日両者の和解が成立するに至った。しかしながら、この和解条件はわが国商人に外国商人と協議の上、共同倉庫を建設することは認めてはいるが、その事業整頓するまでは依然として生糸検査のため、わが国の売込商は外国商社の倉庫に生糸を搬入すべき義務のあることをあげており、荷預所設立の目的は遂に瓦解したのであった。荷預所設立をめぐる邦商と外商との抗争状況については、藤本実也著「開港と生糸貿易」下巻に詳細に述べられているのでここでは深く触れないこととする。荷預所設立による居留地における貿易慣習改革の企画が失敗した結果、商権恢復意識を基底とする経済的動向は、政府の保護助成政策の下に貿易金融機関と貿易機構を整備して、居留地貿易を廃滅し直接貿易を拡大する目標を指向することになったのである。

註(1) 藤本実也「開港と生糸貿易」下巻、五〇九―一〇頁

註(2) 同右、五一―一頁

註(3) 「大隈文書」A三六二〇

註(4) 同右。

註(5) 同右。

「商権恢復」と聯合生糸荷預所

「商權恢復」と聯合生糸荷預所

註(6) 同右、A三五一九。

註(7) 同右、A一〇七五。

註(8) 同右。

註(9) 同右。

註(10) 同右、A三六一九。

註(11) 藤本実也、前掲書、五九八頁。

註(12) 同右。

註(13) 同右、六〇一頁。

三

以上述べたように、居留地貿易における外国商社の支配的勢力に対抗して、不平等な貿易慣習を改革しようとするわが国輸出商の意欲は、商權恢復を提唱する国家主義的思想に支持された。この商權恢復思想は条約改正の主張と並行して、わが国の近代国家としての政治的体制が整備されるにつれて抬頭したものである。明治十三年十月の荷預所の設立意見書にも、安政開港当時におけるわが国の政治的経済的後進性の結果、居留地に進出した外国商社によって貿易取引上の権力を掌握され、わが国に不利な貿易慣習を形成せしめるに至った反省が表明されている。すなわち、

「惟ルニ我邦通商互市ノ開ルヤ人文未開ノ時ニアリテ吏胥其事ニ精シカラスシテ法制多ク其宜ヲ失シ、商売

其業ニ暗クシテ販鬻常ニ其度ヲ誤ル、或ハ因依約ヲ違フモノアリ、或ハ譎計好ヲ謀ルモノアリ、終ニ外人ヲシテ厭忌ノ念ヲ長セシメ、其極我ヲ輕視侮慢シテ百事其欲弄ヲ受クルニ至ル、沿襲ノ久シキ余弊今尚存シテ而シテ人視テ以テ之ヲ常トスルモノアリ、是レ實ニ商權ヲ彼レニ歸スル所以ニシテ、其之レヲ致スモノ固ヨリ我レニ在リト謂ハサルヘカラス、然ラハ則今ニシテ之ヲ復スルモ亦唯我カ勉強ニ在テ、能ク其業ニ精シク其言ニ信アリテ、苟モ旧習ニ改良スヘキモノアルヲ見レハ、敢為之レニ当リ剛毅之レヲ成スノ氣象ヲ發達スルニ在テ、決テ空理ヲ論シ虚榮ヲ求ムルノ間ニアラサルナリ、抑モ智識ト資力トハ商勢ノ赴ク所タリト云モ、今ヤ万邦軌ヲ同フシ百度揆ヲ一ニスルハ、機ニ会シテ敢テ彼我小軒輊ニ区々シテ進取ノ念ヲ防碍スヘカラス、是レ我儕カ此聯合生糸荷預所ヲ設立セント欲スルノ素志ナリ」⁽¹⁾

と、荷預所設立の發起人は幕末開港以後の国際関係において暴露されたわが国の経済的智識および資本力の不足が、貿易取引における実権を外国商人に支配せしめるに至った原因であることを言明しているのである。

維新後の近代国家形成過程において、国家主義思想の興隆とともに、貿易上の不平等な立場に関して、わが国の経済的後進性を払除しようとする意識が深化し、商權恢復の主張が世論となり、士魂商才の必要が提唱されるに至ったのである。尊皇攘夷論の伝統をひく国權伸張の思想を根底として商權恢復の主張が生起し、士魂と商才を結合する経営方式によって、外商資本勢力の排除しようとした結果実行されたものが、「聯合生糸荷預所」の設立であり、直接貿易政策の促進であった。

しかしながら、このような商權恢復の目標実現のために遂行された政府の保護干渉政策に対して、維新以来わが国に移入されたイギリス古典派の自由貿易主義の立場から批判を加える者のあったことはいうまでもない。そ

「商権恢復」と聯合生糸荷預所

の顯著な主張をなしたのは田口卯吉であった。彼は政府の保護政策に庇護されて行われねばならない商権恢復運動を非難して、明治十四年一月、次のような意見を發表している。

「今や我国の商賈遠大の識見なくして目前の利に迷ひ、其貨物を五港に売りにて以て甘し、絶えて外国に直輸出を行うものなし、是れ愛国心に乏しき也。苟も国を愛するの心あらば、決して五港に売るべからず、宜しく之を外国に提携して売捌くべし。国家の利益は五港に於て貴売せんより、外国に於て廉売するに如かずと。此論は既に此の如き勢力を社会に有するに至りたる事なれば、固より深慮の存する所あるべしと雖ども余に於ては如何にも瞭解する能はざる件々多し。第一に其所謂愛国とは如何なるものなるやを解せざるなり。」⁽²⁾

と述べて、居留地における外国商社に輸出品を販売するか、直輸出を行うかは、それらの取引においていずれがより多くの貨幣的利潤を獲得するかによって撰択すべきである。何故ならば、一国の利益は一個人の利益の集合せるものであるから、各個人が自己の利益を自由に追求することが、一国の利益を増進する結果を導くのである。したがって、

「大凡そ商権を恢復すと云ふは利益ある通商の権を握るを云うなり。今それ己に益なきことを行ひ之れ富国の道なりと云ふは豈に誤謬にあらずや。若し其れ政府の補助ありて其人損失を免かるも、其損失は依然として損失にして唯だ一人の損失を全国に嫁したるまでの事なり、決して国家を振起する方法にあらざるなり。」⁽³⁾

と、政府の保護干渉政策によって遂行される商権恢復運動が却って国家的損失を招くものであると批判を加えている。

さらに彼は商権恢復の如き国家主義的意識が経済活動の根柢となることは誤りであるとして、明治二十一年三

月十日、「東京經濟雜誌」において

「従来或は直輸出のことあり、或は生糸聯合のことあり、或は生糸組合の事ありしは素より種々の事情に基きしなるべしと雖も、之を要するに、皆な横浜市場生糸取引法の完全ならざる事を慨歎したるの意氣地に出でざるなし。此の意氣地は極めて美しき氣性にして余輩は我邦人が此の如き場合にさへも之を彰はしたる事を歡ばざるべからざるなり。然りと雖も商業上の事は單に此の如き意氣地を以て営むべきものに非ざるなり。」⁽⁴⁾

と論じ、經濟自由主義にもとづき合理的商才にしたがつて遂行されるべき貿易取引に、国家主義思想にもとづく士魂の介入する「聯合生糸荷預所」あるいは直輸出の政策を非難している。彼のこの主張は、「聯合生糸荷預所」の設立に対して横浜における外国商人等が反対し、外国商人は商業取引上仲間組合を結成せず、各個に自由に營業するものであると称し、その理由として、

「斯ノ如キ仲間の結合ヲナスニ於テハ、其傾向ハ常ニ二・三ノ商家ニ特別ノ利益ヲ与フルノミニシテ、一般商業ニ妨害アレバナリ、之ニ反シテ各自自由ニ競争營業スルトキハ公益ヲ起シ、都テ百般ノ商品ニ十分ノ時價ヲ得セシメ、且各人ノ行為ヲ自由ナラシムルヲ得ベシ」⁽⁵⁾

とイギリス古典学派の經濟自由主義を主張して、開港以来の貿易方式を維持すべきであるべきであると論じたのと立場を同一にするものではない。

このような批判があったにもかかわらず、明治初期より中期にかけて、わが国は政治問題として条約改正に傾倒し、經濟問題として商權恢復を強調しなければならなかった。その理由はそれらが先進資本主義國のわが國への進出に対立して、近代國家として独立的地位を保持し、資本主義的經濟組織を形成するために、その目的達成

「商權恢復」と聯合生糸荷預所

「商権恢復」と聯合生糸荷預所

の障害となる経済的後進性を払拭する方策として必然的にとられるべき国権伸張政策であったからである。また商権恢復のために巨額の財政融資が行われたのは、先進資本主義諸国においてもそうであったように、後進国においても資本主義的経済組織を急速に形成するに必要な歴史的準備段階として重商主義政策が当然要求されるべ本にきものであったからである。

註(1) 「大隈文書」A三六一九。

註(2) 「田口仰吉全集」第四卷、一七頁。「直輸出を論ず」

註(3) 同右。

註(4) 同右、三一四頁「直輸出の方法如何」

註(5) 藤本実也「開港と生糸貿易」下巻、六〇一頁。